

産児調節・避妊・墮胎

——谷崎潤一郎「卍」における隠された触感——

真 銅 正 宏

一、曖昧な関係と言説

「卍」(『改造』一九二八年三月～一九三〇年四月、断続連載)は、柿内園子と徳光光子という二人の女性の同性愛関係に、園子の夫と光子の不能の恋人とを配した、風変わりな卍巴の四角関係を描く小説である。ただし、その中心をなす女性同士の同性愛の実態は、必ずしも明確に描かれるわけではない。物語はまず、この小説の語り手でもある園子が、光子に対して「同性愛捧げてる」(『その二』)という噂が立ち、それまでさほど親しくもなかった二人が、そこから却って親密度を増していくという設定から始まるが、二人の関係は、その周囲の人間たちがそうであったように、読者にとっても、必ずしも明確に把握できるものではない。例えば、「その四」には、光子の次のような報告が見える。

「お母さんがわたしを呼びやはつて、お前、学校でこんな噂あるさうやけど、それほんまでつかと、そない云や

はるねん。(略)へえ、そらほんまです、そやけど何がけつたいでんねん？ 友達と仲好うしてるぐらゐで。——さう云うたらお母さんちよつとまごつきはつてなあ、そらお前、仲好うしてるだけやつたら何んともないけど、何んやそれがイヤらしいこつちや云ふやおまへんか。イヤらしい事でどんな事でんねん？ どんな事やお母さんは知りめえんけどな、別に悪いことやなかつたらそんな噂立つ筈おまへんやないか。(略)」

このとおり、母も必ずしも全面的に納得したわけではないようであるが、それ以上は追及できない事柄として、同性愛は語られている。

同様に、園子も「その八」において、夫と次のような会話を交わしている。

「ふん、そら、普通の意味の友達やつたら僕は決して干渉せえへん。そやけど、毎日のやうに学校休んだり、夫の眼をかすめたり、こそつと人の居ん所い閉ぢ籠つたりするやうな人は、健全な交際やとは認められん」「へえ、あんた、をかしいこと云ふねなあ。そんなけつたいな想像するなんて、あんたこそ下等やないか」「もしほんとに僕の方が下等やつたら、そらなんぼでも詫る。僕は成るべく僕の想像中らんやうに折つてる。けど、お前は僕を下等や云ふ前に自分の良心に訴へてみる必要ないのか。自分にちよつとも疚しいとこない云へるのか。」

このとおり、同性愛の実態は、「けつたいな想像」や「下等」なこと、「疚しい」ことなどの言葉でほめかされるだけである。母も夫も、最終的には、本人の自白に訴えるしかなく、そのために読者も、この真実から距離を置く

ことになる。

これは、もちろん小説作法上の戦略ではあるが、その効果を測るためには、当時の時代状況についても確認しておく必要がある。なぜなら、同性愛や墮胎などについては、描きたくとも描けない、検閲などによる制約の存在を考えざるを得ないからである。この時代の制約に対して、この作品は、どのような対峙の仕方をしていたのであろうか。

周知のとおり当時は、いわば「検閲の時代」であった⁽¹⁾。より具体的には、内務省の警保局図書課による出版取締りがそれで、違背した作品には、容赦なく発売頒布禁止や、該当箇所を削除処分などの処分が課せられる。これは、作者はもちろん、出版社にとっても大きな痛手であり、自然、事前の自己規制が働くことも想像される。その性質上、不明な点も多い検閲の内実については、既に浅岡邦雄などの手によって、より具体的に検証されつつある⁽²⁾。また、塚田高史は、「卍」に関して、その改稿過程の調査から、検閲への配慮の存在を指摘している⁽³⁾。しかしながら、この作品については、塚田も指摘するとおり、むしろその制約をくぐり抜け、かなりきわどい表現を含み込んでいること自体の方が注目される。特に、当時の検閲では特に目をつけられていた「墮胎」については、「検閲の時代」においては書かずもがなの内容とする方が自然であろう。そもそも同性愛者と不能者が主な登場人物であるこの小説は、妊娠や出産とは最も遠いところにあつてしかるべき物語なのである。にも拘わらず、これらの言説は、この作品の中で、重要な要素となっている。

風俗壊乱や猥褻を取り締まる検閲については、その内容が処分の対象になるのか否かについての基準が必ずしも明確ではなく、その判断は現代に至ってもかなり曖昧である。しかしながら、「墮胎」に関しては、殊更に危険視されていたことは事実である。これには理由がある。一九〇七年四月公布の「刑法」の第二二二条から第二二六条にかけ

て、「墮胎の罪」として、明確にその罪が規定されていたからである。これに対し、産児制限や避妊については、それがいつどこで行われているのかの検証の方法が極めて困難であることから予想されるとおり、当然ながら、直接的に罪が規定されていたわけではなかった。それはまた、それら行為についての思想や信教に関わる問題でもあり、殊更に厳密な解釈が必要な事例だったのである。しかしながら、産児制限や避妊と、「墮胎」とは、妊娠から出産という人間の自然な生殖の道筋を結果的に妨げる点で共通するため、その是非については、常にといつてよいほど、共に論じられてきたのである。

二、産児制限と避妊をめぐる言説

「卅」の「その十二」には、「何んせその時分は墮胎事件がやかまして、何何博士が掴まへられた、何何病院がやられたと、ようそんな記事が新聞に outcome してん。」と書かれている。この墮胎事件については、一九二六年五月二三日の『大阪朝日新聞』に、「七十余名に墮胎手術 奇怪な種々の手段で犯跡を隠す 掘出した胎児合計十七個」という記事が見られるので、大阪で有名な墮胎事件としてこれを想定するならば、ここではこの一九二六年前後を作中時間と推定できる。この時代を中心に、当時の墮胎および産児制限や避妊に関する言説を確認しておきたい。

この当時、産児制限と避妊については、別の二方向からではあるが、実にさかんに論じられていた。一つは、倫理的な観点からの産児制限の是非の議論、もう一つは、性の解放の観点から、享樂的性行為に付随する避妊の是非についての議論である。これらの二つは、現代にも共通する、性行為の制約と自由の二面性を反映する。

例えば泌尿生殖器病科の医師羽太鋭治の『妊娠及避妊の研究』（学芸書院、一九二〇年一二月）などを挙げることに

ができる。この書は基本的に避妊を限定的には認める立場を採るが、「避妊篇」を用意し、人口制限を唱える新マルサス主義に対し、「新マルサス主義批判」という「付録」も添えられている。「避妊の方法」についても、その方法名は列挙されるが、「悪用されては困るから説明はしない事にする」とも書かれている。

これに対し、マリイ・ストープス著、矢口達訳『結婚愛』（朝香堂書店）などは、より積極的にこれを推奨している。この書が印刷の後発売禁止になったのは一九二四年一月のことであり、すぐさま三月に改訂再版が発行され、同年八月二五日には、この再版が八〇版まで数えている。これは特筆すべき売れ行きであろう。なお、「卅」発表後の一九三〇年九月にも、アルスから、同じ矢口達訳の『結婚愛』改訂版（再訂版）が出されている。

ただしこの書も、性欲と性愛の解放を、今から見れば極めて穏当に謳った書である。そこでは、「若しも、「文明」生活に於ては屢々さうであるやうに、経済的事情が困難であるならば、結婚せずに居るよりも、寧ろ結婚して子供を持つのを猶予すれば一層よいのである。」など、科学的制限としての避妊を容認する言葉が見える。

『結婚愛』再版は、概して結婚による夫婦生活の幸福を第一に探求するものである。「光榮ある解放」の章には、次のような言葉も見える。

各夫婦は最も優しい最も柔和な触感を使用しながら、各の心情の連れ合ひに対して執るべき方法を学んで、お互ひを度り試さねばならない。

さて、ストープスの著作は、この時期、世界的に大流行していた。後に出された平井潔訳編『賢明な親の性生活』（理論社、一九五三年九月）の訳者による「解説」には、以下のように書かれている。

本書『賢明な親の性生活』は、ストーブス女史のつぎのような著書の翻訳を材料として、訳者が一定の意図のもとに編集したものである。

A Radiant Motherhood p.236, 1920年初版 1949年9版、(125,000部)

すでに四カ国語に訳されている。「輝かしい母性」として本書の第一部をなす。

B Wise Parenthood p.60, 1918年初版, 1951年 (706,000部)

これはほとんど世界各国語に訳され、『結婚愛』がイギリスでは九八万部うれ、十カ国語に訳されているのと同じ位普及している本である。「賢明な両親」という題で、妊娠調節の根本理論と正しい方法を解明した本書の第二部を構成する。

C Mother, how was I born? p.25, 1922年

初版いらい毎年のように版をかさねている小冊子で、こんにちにいたるまで本国で多くの読者をもっている幼児の性のことについての質問に親がどう答えたらよいか、を年令別に指導したもので本書の第三部にいった。

すさまじいばかりの売れ行きである。その内容は、妊娠調節の理論を「賢明な両親」というタイトルで表すことからも類推されるとおり、性の問題を含み込んで成立する結婚生活の幸福を論じ、ごく真つ当な結論が述べられた書である。ストーブスにはこの他にも、『夫婦の情熱』(平井潔訳、理論社、一九五三年七月)や『避妊乃研究』(馬島憐訳、平野書房、一九二九年一〇月)などの書があるが、これらについても同様である。

しかしながら、アルスから出された『結婚愛』改訂版に掲げられた「ジェシ・マーレエ嬢」の「結婚愛」に序す」

の以下の一文が示すように、誤解は常に付きものであった。

この小冊子に於て、マリイ・ストープス博士は、あまりに神秘視されて全然率直なる論じ方は出来ないものと一般に見做されてゐる諸問題を取扱つてをられる。真面目で上品な人々の中には、かくも精密詳細に亘れる率直平明な解説は、好色なる人々に病的な空想の資料を与へるかも知れぬことを怖れて、憂慮を抱く者があるかも知れない。

おそらくこのような誤解により、読者の興味が増幅されることによつて、先に見たような流行が生じたであろうことも容易に想像されるのである。また、「好色」な興味ばかりではなく、避妊の問題は墮胎と隣接しており、倫理的に言えば、どこからが子供の生命を奪うことであるのかは、一線を引くことが困難であることも事実であろう。

さて、当時の女性解放の視点から、産児制限や避妊の議論を展開した人物としては、このイギリスのストープスと並んで、アメリカ合衆国のサンガーが著名である。佐々木敏二〔口〕解説『山峨女史家族制限法批判』（『性と社会解説・総目次・索引』、不二出版、一九八三年二月）によると、「マーガレット・サンガー女史（米国産児制限会会長）は、一九二二年（大正十一年）にロンドンで開かれる「万国産児制限会議」に出席する途中、三月上旬から四月上旬にかけて日本を訪問することになった」が、「内務省当局は、産児制限は「産めよふやせよ」の国策に反するという立場から、サンガー女史が横浜埠頭に上陸するとすぐ持参の宣伝パンフレット『家族制限法』数万部を押収、女史を内務省によびつけて、産児制限の宣伝演説をやることの禁止を申しわたした」とのこと、改造社主催の演説会などは中止になった。しかしここで山本宣治⁽⁴⁾とのつながりができ、後に山本は、この『山峨女史家族制限法批判』

(非売品、一九二二年五月)を出版するに到る。この書は、「山宣の『概説批判』をそえて『批判』として出版されたが、その骨子はサンガーの『家族制限法』の全訳であり、その中には中絶性交、コンドーム法、ベッサリー法、洗滌法、膣内挿入座薬などの避妊法の詳細にわたる説明と、その効果の限界が丁寧に記されて」いた。そのため、「初版は二、〇〇〇部印刷され大学教授や医師に頒布されただけであるが、やがてこの本が避妊法を具体的に紹介しているということが、総同盟大阪連合会内の「野武士組」といわれた左派の闘士、三田村四郎、野田律太、九津見房子らの知るところとなり、一月、三田村は無産階級への産児制限法の普及のため『山峨女史家族制限法批判』の印刷用鉛版の使用を許してくれるよう山宣にたのんだ」。あくまで「学術研究資料」としてではあるが、こうして普及版が次々に作られ、「五、六年のうちにこのパンフレットは、実費五〇銭で五〇、〇〇〇部以上が頒布され、避妊法の普及に役立つた」とのことである。この他、サンガーの書としては、『処女愛』(文省社、一九二五年二月)が、矢口達の訳で出されている。

この当時の産児調節の問題は、先に見た佐々木の解説にも見られるように、プロレタリア階級の多産と生活苦に關わる問題としても喧伝されていた。中尾音吉『プロレタリアと産児調節』(太陽社、一九三〇年六月)が刊行されたのは、奇しくも「正」連載が終了した直後であった。太陽社は大阪の出版社である。この書は、表紙と背は、「PROLETARIAN AND BIRTH CONTROL」という、横文字のタイトルだけが掲げられている。同書には産児制限の議論について、次のような記述が見える。

我国に於ては、最近、即ち昭和五年四月一日、大阪市内に於て『優生児相談所』なる看板のもとにそのトップは切られたのである。この『優生児相談所』は、日本産児制限協会の優生児相談所であつて、多産地獄のプロレ

タリヤの人々を、その苦境から救はふと云ふのである。右相談所は専任女医尾崎豊子女史と相談主任柴原女史の懇切によつて、大都市のプロレタリアの相談相手とならうといふのであるから、如何に子沢山の生活困窮者等が待望してゐるかゞわかるでないか。

このとおり、「正」の有閑マダムの世界とはかなり遠い問題ではあるが、「正」の舞台である大阪という土地が、「優生児相談所」の嚆矢であつたことから、産児調節の運動に近い土地であつたことは留意しておくべきであろう。

この他、独逸の思想家「キルヘルム・ベルシエ」著、本田親二抄訳の『性生活の進化』（隆文館、一九二九年一月）もまた、「序」によると「嘗て『性的進化論講話』』として公刊し、好評を博したものを「出版者の希望により、題名を現在の如く改めて再刊した」ものではあるが、「正」連載中のこの時期に出されている。この書はミミズから哺乳類までにわたる種々の動物の性生活を詳細に論じた後に人類の性生活について論じるものであるが、読者の興味が、後者に多く向かつたであらうことは容易に想像される。しかしながら、当時の産児調節に関わる言説がいか幅広い興味の下、世間に流布していたかを傍証する資料ともいえよう。

三、墮胎をめぐる言説

避妊に失敗し、妊娠した後にも、やはり出産を望まない場合が存在する。そこで墮胎という手段が選ばれることがある。ここにも二面性が認められる。それは、倫理上の面と、母胎の安全という理由付けからの出産選択の自由に関わる面である。さらにここには、先に述べたとおり法律上の問題も加わり、単純な二項対立ではなく、問題は複雑化

する。

古泉英一『墮胎罪研究』（巖松堂書店、一九三四年二月）は、古代から現代に至る、世界各国の墮胎の歴史的考察から説き起こし、主に法律的観点から墮胎を扱う研究書であるが、医学的、優生学のおよび社会学的観点から、墮胎の実態と現行法との関連にも論じ及んでいる。同書には、一九〇四年から一九三二年までの二八年間の墮胎罪の刑事統計が掲載されているが、これによると、「第一審有罪被告人人員」と「起訴猶予及微罪釈放人員」の合計は、一九二六年が七九六人と群を抜いて多い。前述のとおりこの年は、「卍」に事件が書き留められた年と考えられる。一九二七年から一九三二年までは、一九二八年が四九七人で最も少なく、その他は全て五〇〇人台である。一九三二年では五一三人であるが、このうち有罪となつたのは二二人である。もつとも、ここには訴追の判断が関係するので、現実の事件の多寡をそのまま反映するとは限らない。さらにいうならば、刑事事件としては表れてこない墮胎は、さらに多いものと推察できる。

例えば、流産をどう扱うかについても、境界線は曖昧である。前掲の中尾音吉『プロレタリアと産児調節』には、「人口流産施術の応用」という章が設けられている。

勿論何等の理由もないのに、この手術を行つて、胎児を流して了へば、それは墮胎である。そのやうな墮胎は嬰兒殺しも同様であるから、徳義上の罪悪ばかりでなく、法律上の罪を構成することは云とまでもない。（略）

流産の原因は医学上で三種に區別されてゐる。第一は子宮病、子宮内外周囲に起る諸症と梅毒、第二は全身病、殊に急性伝染病、呼吸器病、心臓病、腎臓病等、時には下痢症も原因となる。

第三は薬剤の濫用である。例へば墮胎剤を服んだ場合の如きもそれである。又外周の力に依つて起ることもあ

る。例へば撲るとか、転ぶとか、落ちるとかいと場合、或は乳房の刺戟によつて反射的に、子宮の収縮を促した時、この原因となる。

特にこの「外周の力に依つて」起こるような流産は、恐らくそれが人工的であるのか否かについての判断を下すのは困難なものと考えられる。薬剤についても、現在ほども明確に、その原因追及がなされたものかどうかは不明である。要するに、墮胎については、曖昧で不明瞭な点が多く、特に慣習的なものは、潜在的にさまざまの理由をつけて黙許されていた可能性が高い。

先にも触れたとおり、「卍」の作中時代は、墮胎事件が社会問題とされた時代であった。しかもその墮胎は、プロレタリア階級について議論されていたような生活苦など必要に迫られてのものではなく、性を享樂する階級の遊びの結果としてのものも含まれた点に、この時代の特徴が認められる。

「卍」その十二においては、光子と綿貫の關係を知り、いったん愛想をつかし、光子と会わずにいた園子に、ある日、「大阪の××病院」から次のような電話がかかってくる。

「突然甚だ失礼ですが、あんたさんは英語の避妊法の本を中川さんの奥様にお貸しになりましたことありますか」

この本は、園子の持ち物で、「ほんま云うたら、あてええ本持つてんねん。亜米利加で秘密出版しやはつた本で、それ見たらそもそも何んぼ通りでも書いたあるわ」というようなものである。そこには、「薬剤に依る方法やら、器具に依る方法やら、法律に触れるやうなことまでたあんと書いたあるのん」で、最初は中川さんの奥様のこととなつ

ていたが、光子が本当は自分のことであると告白した後、「あの私から借つた英語の本見て幾通りもの方法やつてみたところが孰れも塩梅よう行かん」（その十三）とも書かれている。

では、このような「英語の避妊法の本」は、当時の日本にどの程度流通していたのであろうか。

前掲の『結婚愛』再版には、墮胎について、次のような言葉も見える。

子供は遺憾なく任意に妊娠せねばならぬと、最も茲に意を用ひる和蘭がその生存率を増加し、それによつて人口を減少せしめず却つて増加してゐる。（略）また一方、残酷な「コムストック法」が賢明な科学的制限と不法な墮胎とを混同し、それらを共に醜行だとして分類するところの米国では、斯くして穩当な衛生知識を得るのを妨げて、怖るべき罪惡的な墮胎が、如何なる他の国に於けるよりも一層頻繁である。（一二行伏字）別冊「賢明なる親」で、完全な方法を医学上詳細に論じる必要があることを感じた。之に於ては、種々なる方法の倫理的並に生理的方面もまた考察してある。そして凡ての觀察点から見て、生理学上最良である方法が主張してある。

ちなみに、「コムストック法」とは、一八三三年に成立した郵便に関する法律で、避妊や中絶に関する資料から、ありとあらゆる猥褻な手紙や書籍などの郵送を禁じるものである。アンソニー・コムストックという人物がその成立に中心的な役割を果たしたためにこの名がある。この法律によつて郵便物の検閲が合法化されたわけである。また、その検閲対象は、医学書や解剖学などの専門書にまで及んだ。つまり、郵便では通常は送れなかったわけである。ここからは、日本での流通の困難さが、間接的に窺える。マーガレット・サンガーも、この法律によつて投獄されている。マリー・ストープスは、この法律が却つて「罪惡的な墮胎」を増加させたと考えているようである。

ただし、この『結婚愛』などに、具体的な墮胎法の記述は見られない。おそらく日本語でも、当時の検閲の状況から、この種の本が流通することは困難であった。わざわざ「英語の本」と書かれるとおり、これは、日本での出版に關する検閲を逃れ、かつ郵便によらずに持ち込まれた特別な本であったものと考えられる。

欧米の案内記の著作者として著名な滝本二郎に『欧米避妊方法批判』（滝本研究所、一九二七年九月）という、各国の避妊に關する状況を報告した書がある。ここには、避妊についての具体的な方法と共に、ごく一部ではあるが、墮胎についての記述が見られる。「英国式避妊方法」の項には以下のような記述が見える。

注意の不足の爲めに遂に妊娠となつた場合に、薬品とか其他如何なる方法を問はず之を処置する様な考を起してはならない。若し母体に其の妊娠が危険な場合には医師は必ず適當の処置を与ふる筈である。此外の場合には医師も之に干与してはならぬ様に法律は嚴刑を課して之を禁じて居る。尚又此の処置に關する広告が新聞雜誌に見られるが何れも有害であるし又効力も少い。

このとおり、極めて常識的な見解が述べられるにとどまり、「薬品」とはあるが、その具体的な方法についての記述はない。また「独逸式避妊方法」の項にも、「脱胎は法律上の犯罪であつて之に干渉した者は皆嚴罰を課せられて居る。」「然し東洋並に野蠻種族間では脱胎は犯罪とされて居ない。」と書かれているが、日本についての記述は、同書の性格からも、見られない。

その他、アルバート・モル著、村山知義訳『性慾と社会』（「世界性学大系」、文芸資料研究会編輯部、一九二八年三月）も、避妊の方法については具体的な記述が見られるが、墮胎については詳細な記述は見られない。この理由に

ついで、同書に「国家は避妊を禁じないが墮胎は禁じてゐる」と端的に書かれるとおりである。

やや時代は下るが、武田津六二『実地応用妊娠調節図解』（白揚社、一九三二年一月）は、墮胎に関する言説がかなり具体的に述べられた書であり、徳川時代に大繁盛した「中條」という墮胎医に触れた後、「現行刑法に於ける墮胎の罪」という項目を立て、第二二二条～第二二六条の墮胎に関する法律を紹介している⁶⁾。このうち、例えば第二二二条は、「懐妊ノ婦女藥物を用ヒ、又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル時ハ一年以下ノ懲役ニ処ス。」とあり、一方、第二二四条は「医師・産婆・薬剤師又ハ藥種商、婦女ノ囑託ヲ受ケ、又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス。」とある。

さらに、「人口流産」の項においては、次のように、社会の現状について述べている。

新聞や婦人雑誌其の他の広告を見ると「月やくおろし請合業」とか「数ヶ月の滞りにも必ず効く絶対安全の特殊流経薬」とか、又「月経閉止にて御心配の方に良薬御通知す。他薬無効の方も迷はず私方の責任薬にて煩悶を解決せよ」とか、或は又もつと巧妙なものになると「無効返金」等と広告して其の実而も高価な無効薬を売付けて金は返さず、愚かな女を詐し、多くの人を泣かせ、酷い事をしてをる者が随分沢山ある。（略）

墮胎用の内服薬は、西洋でもローマの昔から有り、現代にも伝はつてをるが、今日では唯だ薬学研究や実験材料として僅かに使用されるだけ故、却々普通人が手に入れ得るものではない。其の他にも流産を誘起する性質の薬品が数種あるけれども、皆劇薬か又は毒性のものであるから、一般の素人には迎も求められない。其の辺で勝手に広告を出して売つてをる市販薬等で流産出来るやうに思ふのは既に迷つてをる証拠であり、そこを見込み種々な巧言を以て無効薬を売り付ける者が出て来るのである。

このとおり、当時においても既に「薬物」を用いることの無効性は指摘されている。また、堕胎の他の方法については書かれていない。

産児制限や避妊の議論の隆盛が同時代的な特徴とすれば、「卍」はそこから遠く離れ、むしろ当時は触れることが困難であった堕胎についての議論に集中する。これは検閲基準を考え併せると、かなり危険な内容の選び方といえる。先にも述べたとおり、避妊の必要すらない綿貫という不能者と、園子と光子という同性愛者の関係においては、堕胎の必要性も当然ながらないからである。そこには、それを書き込むことについての作者の戦略を想定したくなるような誘惑にかられる。

四、同性愛と不能者の妊娠不可能性

綿貫の不能については、「その二十」において、光子が園子に、「ほんま云うたら子供生ます能力もないくせに、——」と泣きながら話すことから明らかにされる。これは、光子をめぐりライバル関係にある園子と綿貫の位置関係について、やはり女と女より、男女という通常の形態の方が最終的には勝つのではないかと疑う園子にとって、新しい条件の介入である。綿貫は、光子に依れば、「子供の時分にお多福風にかかつたのんが元で辜丸炎にな」（「その二十一」）り、それで不能になったとされる。これを知った際、「そんな浅ましい人間の玩具になつたこと思たら、もう生きてゐられん氣イして、ほんまにその時光子さんは死んでしまをか思ひなさつた」（「その二十一」）とも書かれている。一方、綿貫は、秘密が知られた後には、以下のように光子に説得を試みている（「その二十一」）。

自分は今迄、自分の体の秘密知れたら、どない愛してくれてる人でもきつと自分を捨てるやる思て隠してた、自分に欠陥ある云ふこと承知して愛してくれるのんやつたら、自分かて何んで隠すもんか、もともと自分はこんな体になつたのん不仕合はせやとは思ふけど、そないに重大な欠点やとも男子としての恥辱やとも思てえへん、何んぞ悪い病毒受けてこないなつた云ふのんでもなし、それで男子の資格ない云うたら、男子云ふものほんまの価値何処にあるのんや、(略) ほんま云うたら、恋愛にしたかて子供生んだりするのん動物の愛で、精神的恋愛 樂しむ人にはそないなことやかい問題やあれへん。……

このとおり、男女の性愛の行為自体をも否定するのである。しかしながら、光子の前に交際していた女性は、光子に、「、、、、するとこ迄は行つたけどそれ以上危険になつたら妙にコソコソ逃げてしても、そない云うたらその様子が何や知らんけつたいやつた、ほんまのプラトニック・ラヴやつたら、、、、するのんかて矛盾してるのんに、あれやつたら何んにも純潔なことあれへん。」(「その二十一」と、何らかの「触れ合い」があつたこともまた暗示的に描写されている。

産婦人科医でもある、福井正憑まさよりの『貞操破壊と結婚浄化』(明王社出版部、一九三〇年八月)の第三篇第五章第三節「性的欠陥に基因する離婚訴訟」には、この男性の不能と夫婦関係について、以下のような記述が見える。

例へば無陽力(謂ゆる陰萎)、早漏、畸形、其の他の機能障碍にして、性交の不能なる場合の如きで、妻に満足を与ふことを得ざる疾患は、其の原因の先天性たると、後天性たるとに拘はらず、夫の責任として(夫婦の効力を減するため)西洋では之れを重大な問題として居ります。(略)

日本にも、性の欠陥に悩む男が、頗る多くあります。(略)

で、さういふ種類の欠陥者は、徳義上結婚を避けて、独身であるべきが、至当でありますけれども、(略)家庭の都合、又は周囲の事情等で、心ならずも、結婚するものもあります。或ひは又、本能に駆られて、不徳義にも、結婚を敢てする者もあるでせう。ところで男はそれでよいとして、気の毒なのは、其の妻となつた婦人、其の人なのであります。

「卍」の綿貫は、正にこの場合に当たる。福井は、「日本には、夫の性的欠陥を問題にして、離婚訴訟を起こす婦人の、極めて少いのは、閨門の秘事をさらけ出して、争ふといふやうな恥かしいことは、好まないからでせう。」とも述べているが、「卍」はその秘事をさらけ出した点においても特筆される小説なのである。

さらにもう一つ興味深い点は、綿貫の立場が、女性同士の同性愛に近いことが示唆されている点である(「その二十一」)。

初めごろ綿貫は自分に欠陥ある云ふこと隠して遊んでましてんけど、そのうちに或る女が秘密嗅ぎつけた云ふのは、その女もやっぱり同性愛の習慣あつたのんで、一人前の男やなうても女に愛される云ふこと綿貫に教せ込んだらしい。そいから綿貫のこと「男女」やとか「女男」やとか云ふやうになつたのんやさうですが、(略)

ややわかりにくい語りではあるが、要するに綿貫は、ある場合にはあたかも女同士の同性愛の男役などとして振舞い、あたかも同性愛者のような性愛の遊びを實踐していたらしいのである。

五、レズビアンへの触感

当時の同性愛は、おそらく現在以上に、対象が不分明であるが故の興味本位の視線を投げかけられるものであったものと想像される。特に女性同士の同性愛の場合、興味の方向は、その性愛の形など、具体的な触れ合い方にも向かったであろう。大正末期から昭和初期の時代、同性愛とはどのようなイメージをもつて読者に受けとめられていたものなのであろうか。

守田有秋『恋態性慾秘話』（平凡社、一九三〇年七月）は、第一「同性愛篇」と第二「性慾狂篇」の二部からなる書で、男女それぞれの同性愛が取り上げられている。ここに次のような記述が見える。

女性同士の同性愛を称してトリバディ (Triadie) と称する。此の同性行為は、如何なる、のものであるか、古来、国々によつて其の、を異にしてゐる。(略)

女性の同性情死に関して、筆者は明治四十四年に起つた事実を記憶してゐる。(略)

ところが、死体の漂着した越後の糸魚川の村役場で、二人の死体を検案した所、其の、は、二人ともに非常に、して居るので、役場では売笑婦同士の情死であらうと思つたと当時の新潟県の新聞紙は伝へてゐた。これによつても、女性の同性愛者の行動が、男性のそれに劣らないものであるを知るに足らう。

かうした同性愛者の行動に関しては、筆者は十分の記述をなす能はざるを遺憾とす。

このとおり、肝腎な部分が伏字となっている。筆者以上に、当時の一般読者には、その内実はわかりにくいものであったと想像される。

ただしこの時期、同性愛自体の存在は、ある程度知られていたであろう。アルバート・モル著、村山知義訳『芸術に現はれた性慾 附性慾の心理』（『世界性学大系』、文藝資料研究会編輯部、一九二八年一月）には、次のような作品紹介が見られる。

近世に於ては、仏蘭西は、多くの同性愛小説を、特に、女の同性愛に関する物を出して居る。例へば、ペローの『我が妻チロド嬢』メイゼロイの『二人の女友達』更に、興味の有る独逸では余り知られて居ない、ラシルドと言ふ名の下に書いて居る婦人の作がある。此の人はバレットといふ人の妻で、名をエイメリーと言ひ、既に二十歳頃から『マダム・アドニー』『ムッシュ・ヴィヌス』などの小説を書き始めた。ウイリーの小説『学校時代のクラウディヌ』も此処に属する。

ちなみに、この書の箱には背表紙がなく、表には、ドイツ語で「Die Sozialen Formen der Sexuellen Beziehungen」の絵文字と、「By Albert Moll」および「Tr. by T. Murayama」の文字が見えるだけであり、書籍自体も、背表紙に「Die Erotik in der Kunst」とあるだけである。表にも、この題に「by Albert Moll」と加えられているだけで、一見すると洋書のように見える。あるいは、担当者により揺れる検閲への配慮や擬態があつたのかもしれない。

さて、同性愛者および男性が不能者である場合の性愛は、端的に言うならば、男女の通常の性器結合を伴わないものであるろう。「出」は、直接的にはないが、このような、特殊な女性同士および男女の「触れ合い」の形を暗示し

ている。

女同士の同性愛者の触れ合いは、多くは暗示に留まる。もちろん、検閲に対する配慮もあろうが、やはりそこには、具体的な性愛の形より、美しい想像を読者に期待する欲望が見え隠れする。例えば、田村俊子の「春の暁」(『新潮』一九一四年六月)には、以下のとおりの記述が見える。

京子と——思つたはづみに、幾重の胸に放埒な恋が燃えるやうにきざした。あの可愛らしい娘ごころを今夜一と晩で何うにかしてやりたいと思つた。赤い色彩で埋つてゐる京子を、幾重はどうしても今夜気儘に見たかつた。牡丹の花の崩れるやうに、自分の抱かうとする手に崩れてきさうな京子の風情などを描いて幾重は自分の肉が震へるやうな気がした。(略)

幾重はどんなにでも京子を可愛がらうと思つて身が燃えた。さうして、その irresistible な恐しい力に引きずられて、その迷蒙な慾のなかに酔ひしれてゆくもの、状態を、ひそかに見守ることのできる畸形な快樂を、幾重はうつとりと夢みてゐた。(略)

「美しい美しい、ほんとに美しい。」

幾重はふと立止つては、しばらく京子を見詰めてから斯う云つた。さうして、幾度も、幾度もその頬に唇をよせた。

「卍」の性愛の提示法もまた、読者の想像力に委ねる点では同様である。ただし、一見すると実に迂遠ながら、不能者である綿貫を配することで、その触れ合いを中心とする性愛のあり方をより想像しやすく工夫しているともとれ

る。あるいは検閲によって取り締まられるべき男女の性愛の形を逆手に取り、法律による弾劾は困難であるが、極めて猥褻なる関係を示唆するものである。ここには谷崎の同時代の検閲状況への反発と反抗を見て取ることも可能なのではなからうか。

注

- (1) 当時の検閲については、馬屋原成男『日本文芸発禁史』（創元社、一九五二年七月）に詳しい。
- (2) 検閲の実態については、浅岡邦雄「検閲本のゆくえ―千代田図書館所蔵「内務省委託本」をめぐって―」（『中京大学図書館学紀要』二〇〇八年五月）および浅岡邦雄・古泉徹「戦前期内務省における出版検閲 禁止処分いろいろ」（講演報告）（『大学図書館問題研究会誌』二〇〇九年八月）などに詳しい。
- (3) 塚田高史は、「三つの『正』―発禁・検閲を中心にして―」（『同志社国文学』二〇〇八年二月）の中で次のように述べている。
- 本論では、『正』が当時の人々が関心を持ちながらも、タブーであった性風俗的事項を、谷崎が当時の発禁・検閲という規制を逆手にとり、仄めかして描き出した作品であることを指摘した。しかし、『正』が連載された時期の発禁・検閲・墮胎事件を知らずに、現行の『正』を読むと、そのテーマはレズビアン関係でも四人の中心人物の四角関係でもない、結局何も分からないまま終焉する一歩間違えれば失敗作のようにも読めなくもない。しかし、実をいえば、そこには発禁・検閲・墮胎事件を知っていた読者と、そのことを仄めかす文章を綴る谷崎とが共有した二者間での秘密が存在したといえよう。
- (4) 山本宣治は、雑誌『産児調節評論』（一九二五年二月創刊、産児調節評論社）およびこれを改題した『性と社会』（一九二五年一〇月改題、一九二六年五月終刊、産児調節評論社）の主幹としてもよく知られた存在である。
- (5) 『性的進化論講話』（隆文館図書、一九一八年七月）。
- なお、現行の「刑法」（平成二三年＝二〇一一年改正）の条文も、第二一四条において「医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者」と、職業名称が変更になったことや、仮名表記以外は、量刑を含め基本的に同じである。